

# 2月5日 新宿区内の働く皆さんの賃金アップのため

## 公契約条例制定へ区長に申し入れました



日本共産党 新宿区議会議員

### 川村のりあき

#### 区議団ニュース

2月17日 No.266

発行

川村のりあき  
事務所 中井1-13-3  
自宅 西落合1-3-11-18  
電話 0706651008893  
FAX 03-3395018893  
メールアドレス  
kawamura.noriaki7@gmail.com  
ホームページ「川村のりあき」で検索

公契約条例とは、区が契約する事業者に働く皆さんの賃金等の最低水準を決めるもので、そこで働く労働者・一人親方などの賃金等が、規定金額以上に支払われなくてはなりません。そのことによって区内に働く皆さんの賃金を引き上げることが期待されています。党区議団は、公契約条例制定を求めてきましたが、より良いものとするため区長に申し入れをしましたので、ご報告します。

二〇一九年二月五日

新宿区長 吉住健一様

日本共産党新宿区議会議員団

公契約条例制定にあたっての申し入れ

区長は、第三回定例会の所信表明において、公契約条例制定を表明されました。

私どもは、先進自治体の視察や調査を踏まえ、議会で公契約条例制定を提言してきており、この度の条例制定の表明を評価するものです。



2月5日、区長申し入れの様子

この間、条例制定に向け検討部の設置、事業所や団体へのヒアリングをされ、いよいよ取りまとめの時期となりました。先行自治体の事例を踏まえ、以

下の点を申し入れます。

記

- 一、最低賃金水準等を確保するにふさわしい契約額を設定すること。
- 二、最低賃金水準等を区長に答申する第三者機関を設置し、構成員として弁護士、社会保険労務士、労働基準監督官など当該分野の識見を有する者、ならびに労働者代表を二名以上入れること。
- 三、対象の入札金額については、工事一千万円、委託五百万円など全国トップの水準を目指すこと。指定管理については全事業を対象とすること。
- 四、受注関係者が支払う賃金等が最低賃金水準等を下回らないよう、受注者が受注関係者と連帯して支払い義務を負うことを規定すること。

- 五、最低賃金水準等については職種毎に社会保険料を含めた適正な賃金とし、ホームページ等を含め、明示すること。
- 六、労働者の雇用の継続と経験や能力に応じた賃金設定に配慮し、契約替えの際は雇用の継続と労働条件の維持を図ること。
- 七、最低賃金水準等について申出を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、申出者が希望する場合には申出者を秘匿すること。受注者及び受注関係者は、申出を理由とし、解雇、請負解除その他の不利益をすることはならない旨明記すること。
- 八、条例を制定したことの周知を、受注者、受注関係者、労働者等にしっかりと行うこと。

以上

この（仮称）新宿区公契約条例骨子（案）について、パブリックコメントが、二月十五日（金）～三月八日（金）行われます。ご意見、相談がありましたらお寄せ下さい。

### 定例 法律相談会

- 日時：3月13日（水）18時～
- 場所：川村事務所  
（中井1-13-3）
- 弁護士さんが相談にのります。必要に応じて、税理士、司法書士、社会保険労務士など専門家が相談にのります。
- ご予約その他、生活相談は川村まで、電話・ショートメール・fax・メール等でお気軽にご連絡下さい。



●ご相談やご要望はLINEでもお気軽に